

「撮る戦争、描く戦争」@ゲンロンカフェ
昭和戦前戦中期の戦争漫画を見る

宮本大人

1. 「ディエンビエンフー」と澤田教一と戦前戦中の戦争漫画を並べる意味
戦争のイメージにリアリティが生じるか否か≠客観的・機械的・写実的か否か
パターン化されたイメージが崩れる／から逸脱する、記号と意味の対応関係がおかしくなる／新たな記号が生まれようとする、そうした時に今まで見えていなかったものがそこにあることが垣間見える
⇒「ディエンビエンフー」にも澤田教一の写真にも、そして今日の目で見る戦前戦中の戦争漫画にも

2. 「ディエンビエンフー」と戦前戦中の赤本漫画の思いがけない類似性
絵のスタイルと絵が見せているものとのギャップ、荒唐無稽さと生々しさの共存
ベトナム戦争（のイメージ）と日中戦争（のイメージ）の共通点
目的、全体像、落としどころの見えない戦争
加害者としての自らに向き合わざるを得ない←被害者としてのみ受け止めることが困難
戦後の日本漫画の戦争イメージ←基本的に太平洋戦争（南洋、沖縄戦、空襲、原爆）

3. 戦前戦中の赤本漫画
昭和8年頃から16年頃までは年間数百点単位で発行
昭和13年までは戦争・軍隊を題材にした漫画が、時代劇、ディズニーやフライシャーなどアメリカのカートゥーンの翻案ものなどと並んで、人気ジャンルの一つ。

4. 戦争の描かれ方の時期的な変遷
1) 満州事変から盧溝橋事件（昭和6＝1931年～昭和12＝1937年）
荒唐無稽、野放図な好戦性と差別意識、子供のケンカの延長、漠然とした地理

2) 盧溝橋事件から指示要綱到達（昭和12年～昭和13＝1938年）
現実の地理、事変の推移との対応関係、ニュース映画的な断片性と速報性

3) 指示要綱以後（昭和13＝1938年～昭和18＝1943年）
銃後の生活の主題化、中国人イメージの転換、戦闘・戦場描写の激減、「大東亜」の風景という主題

4) 戦争末期（昭和18＝1943年～昭和20＝1945年）
戦闘・戦場描写のわずかな回帰、情報戦という主題

参考文献

- 秋山正美・解説（1986）『別冊太陽 子どもの昭和史 昭和十年—二十年』，平凡社
秋山正美・構成解説（1989）『別冊太陽 子どもの昭和史 名作コミック集 昭和元年—二十年』，平凡社
秋山正美（1998）『まぼろしの戦争漫画の世界』夏目書房
大城のぼる、手塚治虫、松本零士（1982）『OH！漫画』，晶文社
大塚英志（2005）『「ジャパニメーション」はなぜ敗れるか』角川書店
大塚英志（2013）『ミッキーの書式—戦後まんがの戦時下起源』角川学芸出版
小野耕世（2017）『長編マンガの先駆者たち』岩波書店
梶井純（1999）『執れ、膺懲の銃とペン—戦時下マンガ史ノート』，ワイズ出版
桜本富雄（2000）『戦争とマンガ』，創土社
霜月たかな編（1998）『誕生！「手塚治虫」—まんがの神様を生んだバックグラウンド』朝日ソノラマ
徐園（2013）『日本における新聞連載子ども漫画の戦前史』日本僑報社
鈴木雅雄・中田健太郎編（2017）『マンガ視覚文化論 見る、聞く、語る』水声社
竹内オサム（1995）『子どもマンガの巨人たち』三一書房
手塚治虫・石子順（1992）『手塚治虫 漫画の奥義』，講談社

- 鳥越信・編 (2002) 『はじめて学ぶ日本の絵本史Ⅱ』 ミネルヴァ書房
- 夏目房之介 (1997) 『マンガと戦争』 講談社
- 夏目房之介 (1999) 「手塚治虫は生きている—加東てい象『コネコ漂流記』の動きから」, 『文芸別冊 総特集手塚治虫』
- 滑川道夫 (1978) 「戦時期の絵本事情」『複製絵本絵ばなし集 解説』(株)ほるぷ出版 pp. 85-160
- (1993) 『体験的児童文化史』 国土社
- 細馬宏通 (2013) 『ミッキーはなぜ口笛を吹くのか アニメーションの表現史』 新潮社
- 松本零士、日高敏 (2004) 『漫画大博物館』 小学館
- 宮本大人 (1998) 「マンガと乗り物」 霜月編 (1998)
- (1998) 「児童読物処分の研究報告」『児童文学研究』 31号
- (2000) 「湯浅春江堂と榎本法令館—近代における東西「赤本」業者素描—」『日本出版史料5』 日本エディターズスクール出版部
- (2001) 「近代における出版・流通と絵本・絵雑誌」 鳥越信編『はじめて学ぶ日本の絵本史Ⅰ』 ミネルヴァ書房
- (2002) 「戦時統制と絵本」 鳥越信編『はじめて学ぶ日本の絵本史Ⅱ』 ミネルヴァ書房
- (2002) 「ある犬の半生—『のらくろ』と〈戦争〉—」『マンガ研究』 2号
- (2003) 「「問題」化される子供漫画—「児童読物改善ニ関スル指示要綱」以前の「教育的」漫画論—」『研究誌 別冊子どもの文化』 5号
- (2003) 「見えることと見えないこと—松下井知夫の戦中・戦後—」『新現実』 Vol. 2 角川書店
- (2004) 「沸騰する「教育的」漫画論—「児童読物改善ニ関スル指示要綱」の通達前後—」『白百合児童文化』 13号
- (2017a) 「薄れてゆく輪郭—児童読物統制下における子供向け物語漫画の「絵物語」化について—」『白百合女子大学児童文化研究センター研究論文集』
- (2017b) 「漫画を「聴く」という体験—漫画における音声表象の利用についての歴史的素描」 鈴木・中田編 (2017)
- (2017c) 「笑って口をあけている—加古里子の科学絵本の特質について」『現代思想』 45巻 17号
- 鷺谷花 (1998) 「コマの中の人間 1924~1952」『文学研究論集』 15号
- 鷺谷花 (1999) 「初期児童漫画の成立」『文学研究論集』 16号

一般に「児童読物改善ニ関スル指示要綱」と呼ばれる、内務省警保局図書課から児童読物出版業者への通達には、正式の表題が無かったと考えられる。

通達から最も近い時期に、要綱全文が掲載された当局側の資料として、内務省警保局図書課の内部資料『出版警察資料』があるが、ここでは「昭和十三年十月二十五日 前記の委員諸氏に参集を求め、答申案に基き作成したる図書課案を討議、左の如く決定。」とあり、表題なしで本文が掲げられている。本文後には、「昭和十三年十月二十六日 少年少女雑誌編輯者の参集を求めて改善案を指示。」と続く。佐伯郁郎『少国民文化をめぐって』所収の昭和十四年二月付け論文「児童讀物の統制とその改善」も同様に、表題らしきものを掲げず、「これが謂ふところの内務省の児童讀物に対する指導要綱である。」としている。

こうした事情は、表題そのものにはさして重要性が認められていなかったことを示すものと考えられる。従って本書でこの表題に統一したのは、あくまで混乱を避けるための便宜上のものに過ぎない。

さしあたりこの表題を採用したのは、①出版統制団体による出版年鑑である、昭和十七年版の日本出版文化協会編『書籍年鑑』、昭和十八年版の日本出版会監修『日本出版年鑑』が、ともに、「児童讀物改善ニ関スル指示要綱」の表題を掲げていることから、出版界ではこの呼称が定着したものと考えられること、②戦後の児童文化史研究においても比較的多く用いられている呼称であること、の二つの理由による。

ここに収録するに当って、前記『出版警察資料』掲載のものと、佐伯『少国民文化をめぐって』所収のもの、日本児童繪本出版協会主催の『「漫畫繪本に就て」の座談会速記録』所収のもの、昭和十七年版『書籍年鑑』と十八年版『日本出版年鑑』所収のもの、5点を比較対照した。

『出版警察資料』版と佐伯版には、句点の有無、改行の位置、送り仮名、明らかな誤植と思われるものなど、ごくわずかな違いしかなかったが、『速記録』版、『年鑑』版との間には、若干、意味内容に関わる違いが発見された。

時期的に通達から一番近い時期に出たものであり、また担当当局の内部資料であることから、『出版警察資料』版を、原型、または最も原型に近いものと考え、漢字仮名表記ともに、原文のまま掲げた。

なお、『速記録』版との相違点については【 】内に、『年鑑』版との相違点は〔 〕内に、示した。句点の有無や送り仮名の違いについては省略した。

児童讀物改善ニ関スル指示要綱（昭和十三年十月）

——内務省警保局圖書課——

廢止スベキ事項

一、活字

- (1) 六號及ビ八ポイント以下ノ活字ノ使用—但シ幼兒向ノモノニアリテハ十二ポイント以上タルコト
- (2) 振假名ノ使用—但シ特殊ノ〔ナ〕モノ固有名詞ハコノ限りニ非ズ

(注意)

- (1) 〔(イ)〕右ノ廢止ニ因リ行間ヲ詰メルコトナキヤウ注意スルコト
- (2) 〔(ロ)〕色刷ノ上ニ印刷スル場合ニ於テハ特ニ活字ノ大キサ、色彩ノ配合ヲ注意スルコト

一、懸賞

何等實質的〔上〕内容ヲ有セズ、専ラ營業政策上ニ利用セルモノ

一、廣告

- (1) 誇大ナル自家廣告ノ掲載
 - (2) 官家献上又ハ御買上ノ記事ノ掲載
 - (3) 顧問、賛助員ノ列記
 - (4) 誇大ナル豫告ノ掲載
- (イ) 次號豫告
(ロ) 連載豫告 等

一、附録（オマケ）——但シ正月號ヲ除ク【“——但シ正月號ヲ除ク”の部分欠落】

一、卑猥ナル挿畫

- 一、卑猥俗悪ナル漫畫及ビ用語—赤本漫畫及ビコノ種程度ノモノ一切
- 一、極端ニ粗悪ナル繪本—実物ト餘リニカケ離レタルモノ、餘リニ粗悪ナル色彩ノモノ等
- 一、内容ノ野卑、陰慘、猟奇的ニ渉ル讀物
- 一、過度ニ感傷的ナルモノ、病的ナルモノ

其ノ他小説ノ戀愛描寫ハ回避シ、「驅け落ち者」等ノ言葉ハ少年少女ノ小説ヨリ排スルコト

編輯上ノ注意事項

- 一、教訓的タラズシテ教育的タルコト
 - 一、年齢ニ依〔ヨ〕リソノ教化及用語ノ程度ヲ考慮スルコト
 - (1) 五、六歳前後ノモノ
 - (イ) 繪ハ極メテ健全ナルモノタルコト
 - (ロ) 童話ハ題材ヲ自然ノ凡ユルモノニ求メテ、空想〔創造〕的ニシテ、詩情豊カナルモノ、特ニ母性愛ノ現ハレタルモノタルコト
 - 十歳以上ノモノ
 - 將來ノ人格ノ基礎ガ作ラレル最モ大切ナル時代ナルヲ以テ、敬神、忠孝、奉仕、正直、誠實、謙讓、勇氣、愛情、等ノ日本精神ノ確立ニ資スルモノタルコト
 - 又生産ノ知識、科學知識【“(空想デ有ツテハナラナイ)”との文言挿入】ヲ與ヘルモノヲ取入レルコト
 - (2) 用語ハ年齢ニ從ツテ漢字ヲ用ヒ、教科書ノ範圍ヲ出デザルコト、編輯ノ單純化ヲ計ルコト—例ヘバ活字ノ配合、色彩ノ單純化、記事面ト廣告面ノ區別等
 - 一、掲載記事ニ對シテ比例制度ヲ確立スルコト—漫畫、小説、記事等ノ割合
 - 一、假作物語ヲ制限スルコト—現在ノ半数以下ニ減ジ、且ツソノ假作物語中ノ時代小説ノ幾篇カラ小〔少〕國民ノ生活ニ近イ物語又ハ日本國民史ヨリノ建設的ナル部分ニ取材セルモノト代ヘ又冒險小説ノ幾篇カラ探險譚、發見譚ノ如キモノニ代ヘルコトヲ考慮スルコト
 - 尚コノ減頁ニ依ツテ得タル頁ヲ左ノ如キ記事ニ充ツルコト
 - (イ) 科學的知識ニ關スルモノ—從來ノ自然科學ソノモノヲ誠實ニ興味深ク述ベタルモノ以外ニ科學的知識ヲ啓發スル藝術作品ヲ取上グルコト(例ヘバ、爆彈、「タンク」、飛行機等ノ如キモノニシテモ、ソレ等ノモノノ持つ機能ヤ本質ニ觸レ得ル「テーマ」ノモトニ取扱フコト)〔*「タンク」と「テーマ」の「」なし〕
 - 以上ノ他、地理、風俗等ニ關スルモノモ取入レルコト
 - (ロ) 歴史的知識ニ關スルモノ—忠臣、孝子、節婦等ノ傳記モノハモトヨリ國民全體又ハハーツノ集團ノ困難、奮闘、發展等ヲ叙シタルモノ、即チ國民史の記事ヲ取上グ〔ゲ〕ルコト
 - (ハ) 古典ヲ平易ニ解説セルモノヲ取上グルコト—但シ兒童ノ讀物ニ適スルモノタルコト
 - 一、漫畫ノ量ヲ減ズルコト—特ニ長篇漫畫ヲ減ズルコト
 - 一、記事ハ可及的ニ専門家ヲ動員スルコト—科學記事ハ科學者ニ、基礎的經濟思想(經濟知識ニ非ズ)ハ經濟學者ニ、實業家ニ等
 - 一、華美ナル消費面ノ偏重ヲ避け、生産面、文化ノ活躍面ヲ取入レルコト
 - 一、子供ノ質疑ヲ本格的ニ取扱ヒ生活化スル工夫ヲ計ルコト
 - 一、幼年雜誌及繪本ニ「母の頁」ヲ設ケ、「讀ませ方」「讀んだ後の指導法」等ヲ解説スルコト
 - 一、事變記事ノ扱ヒ方ハ、單ニ戰爭美談ノミナラズ、例ヘバ、「支那の子供は如何なる遊びをするか」「支那の子供は如何なるおやつを喰べるか」等支那ノ子供ノ生活ニ關スルモノ又ハ支那ノ風物ニ關スルモノ等子供ノ關心ノ對象トナルベキモノヲ取上げ、子供ニ支那ニ關スル知識ヲ與へ、以テ、日支ノ提携ヲ積極的ニ強調スルヤウ取計ラ〔なし〕フコト。從ツテ皇軍ノ勇猛果敢ナルコトヲ強調スルノ餘リ支那兵ヲ非常識ニ〔なし〕戲畫化シ、或ハ敵愾心ヲ唆ルノ餘リ支那人ヲ侮辱スル所謂「チヤンコロ」等ニ類スル言葉ヲ使用スルコトハ一切排スルコト
 - 一、挿畫〔、〕漫畫ニハ責任者ノ名ヲ明記スルコト
- 以上ハ子供雜誌ヲ基準トシテ立案セルモノナルガ、單行本、漫畫専門雜誌等ニ就テモ右ノ方針ニ準ジテ取扱フコト